

厚生労働省千葉労働局 定例記者会見配付資料

<重要なお知らせ>

1. 求職者支援訓練のご案内



新型コロナウイルス感染症による雇用への影響が長期化する中、労働市場におけるミスマッチの拡大等、厳しい雇用情勢が続いていることを踏まえ、離職された方、休業を余儀なくされた方々等が自らの職業能力を向上させ、今後のステップアップ、再就職へとつながるよう令和3年度については、求職者支援訓練の訓練コースを拡充し、設定いたします。さらに、不安定な就労に就く非正規雇用の方にも受講していただけるよう、短期間（2週間～6か月）、短時間（月60時間以上、1日2～6時間）の訓練も設定いたしました。

また、雇用保険を受給できない求職者の方が一定の要件を満たす場合、職業訓練受講給付金（月額10万円）の支給が受けられる制度（★求職者支援制度）もあります。

求職者支援訓練のお問い合わせ、お申込みにつきましては、住所を管轄するハローワークへお問い合わせください。

★ 求職者支援制度とは？

- 求職者支援制度は、再就職や転職を目指す求職者の方が、月10万円の生活支援の給付金（職業訓練受講給付金）を受給しながら、無料の職業訓練を受講する制度です。給付金を受給するためには、一定の支給要件を満たす必要があります。
- 訓練開始前から、訓練期間中、訓練終了後まで、ハローワークが求職活動をサポートします。
- 離職して雇用保険を受給できない方、収入が一定額以下の在職者の方などが、給付金を受給しながら訓練を受講できます。
- 給付金の支給要件を満たさない場合であっても、無料の職業訓練を受講できます（テキスト代などは自己負担）。

制度活用の主な要件につきましては、住所を管轄するハローワークへお問い合わせください。

2. 若者雇用促進法に基づく優良企業の認定（ユースエール認定）を行いました

若者雇用促進法に基づく「ユースエール認定企業」として、社会福祉法人千葉勤労者福祉会の認定を行いました。

ユースエール認定制度は、平成27年10月1日施行の若者雇用促進法によって創設された、**若者の採用・育成に積極的で雇用管理の状況などが優良な中小企業**が、都道府県労働局への申請により、認定を受けることができるものです。認定企業は、認定マークを広告、商品、求人広告などに使用でき、優良企業であるということを対外的にアピールすることができます。

また、労働局やハローワークによる重点的なマッチング支援、助成金の加算措置などを受けることができます。



認定企業の紹介

認定企業名：社会福祉法人千葉勤労者福祉会（千葉市花見川区）
 認定日：令和3年3月30日
 業種：高齢障害者福祉介護事業
 常時雇用労働者：55人（申請日時点）



主な認定要件		認定企業の実績
1	直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下であること	離職率 0%
2	前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間（※1）が20時間以下かつ、月平均の法定外労働時間（※2）60時間以上の正社員が1人もいないこと	月平均所定外労働時間 5時間 、60時間以上の 該当者なし
3	前事業年度の正社員の有給休暇の年間付与日数に対する取得率が平均70%以上又は年間取得日数が平均10日以上であること	年平均取得日数 15.7日

（※1）所定外労働時間：就業規則等で定められた所定内労働時間を超えた労働時間
 （※2）法定外労働時間：1週40時間、1日8時間を超えた労働時間

担当：職業安定課職業紹介係 若年担当（田中） 電話：043-221-4081

再就職や転職を目指す皆さまへ

求職者支援制度のご案内



■ 求職者支援制度とは？

- 求職者支援制度は、再就職や転職を目指す求職者の方が、月10万円の生活支援の給付金を受給しながら、無料の職業訓練を受講する制度です
- 訓練開始前から、訓練期間中、訓練終了後まで、ハローワークが求職活動をサポートします
- 離職して雇用保険を受給できない方、収入が一定額以下の在職者の方などが、給付金を受給しながら訓練を受講できます
- 給付金の支給要件を満たさない場合であっても、無料の職業訓練を受講できます（テキスト代などは自己負担）

■ 主な対象者の方は？

給付金を受けて訓練を受講する方

離職者	雇用保険の適用がなかった離職者の方 フリーランス・自営業を廃業した方 雇用保険の受給が終了した方など
在職者	一定額以下の収入のパートタイムで働きながら、正社員への転職を目指す方など

給付金を受けずに訓練を受講する方（無料の訓練のみ受講する方）

離職者	親や配偶者と同居していて一定の世帯収入がある方など （親と同居している学卒未就職の方など）
在職者	働いていて一定の収入のある方など（フリーランスで働きながら、正社員への転職を目指す方など）

■ 制度活用の主要要件

(訓練受講の要件)

- ハローワークに求職の申込みをしていること
- **雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと**
- 労働の意思と能力があること
- 職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認めたこと

(給付金の支給要件)

- **本人収入が月8万円以下 [シフト制で働く方などは月12万円以下(*)]**
- **世帯全体の収入が月25万円以下** (* 令和3年9月末までの特例)
- 世帯全体の金融資産が300万円以下
- 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない
- 全ての訓練実施日に出席する (やむを得ない理由がある場合も、8割以上出席する)
- 世帯の中で同時にこの給付金を受給して訓練を受けている者がいない
- 過去3年以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給を受けていない

■ 主な訓練コース (求職者支援訓練)

基礎	ビジネスパソコン科、オフィスワーク科など
IT	WEBアプリ開発科、Android/JAVAプログラマ育成科など
営業・販売・事務	OA経理事務科、営業販売科など
医療事務	医療・介護事務科、調剤事務科など
介護福祉	介護職員実務者研修科、保育スタッフ養成科など
デザイン	広告・DTPクリエイター科、WEBデザイナー科など
その他	3次元CAD活用科、ネイリスト養成科など

- 訓練期間は2か月から6か月 (*)
* シフト制で働く在職者などを対象とした訓練コースは2週間から (令和3年度末までの特例)
- 上記の訓練のほか、訓練期間がより長い公共職業訓練 (最長2年) も受講できます

[修了者の声]



介護職が初めてで不安もありましたが、経験豊富な講師の授業により理解が深まり、介護職として働く意欲が高まりました

簿記の資格を取得でき、就職先も決まりました。面接や履歴書の作成指導のおかげで就職活動に意欲的に取り組めました

給付金をもらったので、生活の心配をせずに訓練に集中できました

コース検索



求職者支援制度の申し込みは、ハローワークで受け付けています
まずは、最寄りのハローワークにご相談ください

[所在地・連絡先]



[制度の詳細]



あなたの早期就職を応援します! スキルアップして就職!

公的職業訓練! 様々なコースがあります (訓練期間2~6か月)

介護・医療・
福祉分野

営業・販売・
事務分野

IT分野

デザイン
分野

医療事務
分野

初心者
OK!



受講料
無料
テキスト代は除く

求職者支援 訓練とは?

雇用保険を受給できない求職者の方を主に対象とした、厚生労働大臣認定のハロートレーニング(公的職業訓練)です。職業訓練による**スキルアップ**、キャリアコンサルティングなどの**就職支援**を通じて**早期就職**を目指します。訓練は、認定を受けた各地域の専門学校等で受講できます。また、要件を満たす方には、**職業訓練受講給付金**の支給があります。

コース案内
はこちらから



求職者支援
制度の紹介



円楽とシロのハロートレーニング

落語家の三遊亭円楽師匠が求職者支援制度について動画で紹介しています。

https://www.jeed.go.jp/location/shibu/chiba/12_noukai.html



お問い合わせ・お申込みは ▶ お住まいの住所を管轄する**ハローワーク**まで



独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構
千葉支部 求職者支援課

〒263-0004 千葉市稲毛区六方町274番地 TEL 043-422-7774

【コース案内】 <https://www.jeed.go.jp/location/shibu/chiba/jyukou.html>

このような方に **オススメ!**

- 安定した仕事に就きたい
- 新たなスキルを習得して就職に活かしたい
- 面接に自信がない。コミュニケーション力を身につけたい
- 退職して空白があるので仕事につくことが不安

介護職が初めてで不安もありましたが、経験豊富な講師の授業により理解が深まり介護職として働く気持ちが強くなりました。

簿記の資格を取得でき、就職先も決まりました。面接や履歴書作成の指導のおかげで就職活動に意欲的に取り組みました。

人とのコミュニケーションは得意ではありませんでしたが、同じ目標を持ち、様々な経験を有する幅広い年代の方と学ぶ時間をもつことができ、人前で話すことにも自信ができました。



修了者の声



Q & A

Q どのくらいの期間の訓練?

基礎コースと実践コースがあり、基礎コース2~4ヶ月、実践コースは原則3~6カ月で1日の訓練時間は5~6時間です。特定のコースには短期間(2か月)又は短時間(1日3~6時間)の場合があります。

Q 基礎コースと実践コースの違いは?

基礎コースはビジネスマナーや面接対策など、最初の1か月は社会人としての必要不可欠な能力を磨きまします。実践コースは具体的な職業・職種を想定した訓練内容になっています。

Q 就職活動のサポートは?

キャリアコンサルティングが実施されます。また訓練と並行してハローワークからの積極的な支援も受けられます。

Q 訓練中に支給されるお金は?

一定の支給要件を満たす場合は、月10万円の職業訓練受講給付金が訓練期間中、支給されます。
※支給要件などは、ハローワークにお問い合わせください。

Q 資格取得は?

各コースのコース案内には、訓練修了後に取得可能な資格(任意受験)の情報が掲載されています。多くの方が資格取得に挑戦しています。

お問い合わせ・お申込みは ▶ お住まいの住所を管轄するハローワークまで

● ハローワーク千葉
TEL 043-242-1181
(部門コード)42#

● ハローワーク市川
TEL 047-370-8609
(部門コード)42#

● ハローワーク銚子
TEL 0479-22-7406

● ハローワーク館山
TEL 0470-22-2236

● ハローワーク木更津
TEL 0438-25-8609
(部門コード)41#

● ハローワーク佐原
TEL 0478-55-1132

● ハローワーク茂原
TEL 0475-25-8609

● ハローワーク茂原
いすみ出張所
TEL 0470-62-3551

● ハローワーク松戸
TEL 047-367-8609
(部門コード)43#

● ハローワーク松戸
野田出張所
TEL 04-7124-4181

● ハローワーク船橋
TEL 047-420-8609
(部門コード)42#

● ハローワーク成田
TEL 0476-89-1700
(部門コード)41#

● ハローワーク千葉南
TEL 043-300-8609
(部門コード)42#

